

2022年（R4）8月31日
令和4年度保健師等ブロック別研修会

『健康な地域づくり』

～和歌山市福祉事務所からの
保健活動の実践報告～

和歌山市福祉事務所 生活支援第2課
技術主査
渡辺 真奈美

【本日のスケジュール】

- 1.和歌山市の概況
- 2.福祉事務所の組織
- 3.健康管理支援事業の取り組みについて
 - ①事業の目的
 - ②問題点、課題
 - ③実施内容
 - ④実施結果
 - ⑤事業効果
 - ⑥課題と今後の取り組み
- 4.まとめ



1. 和歌山市の概況

《令和4年4月現在》

人口 352,416人
世帯数 158,111世帯
面積 208.85平方k m (R1.7月現在)

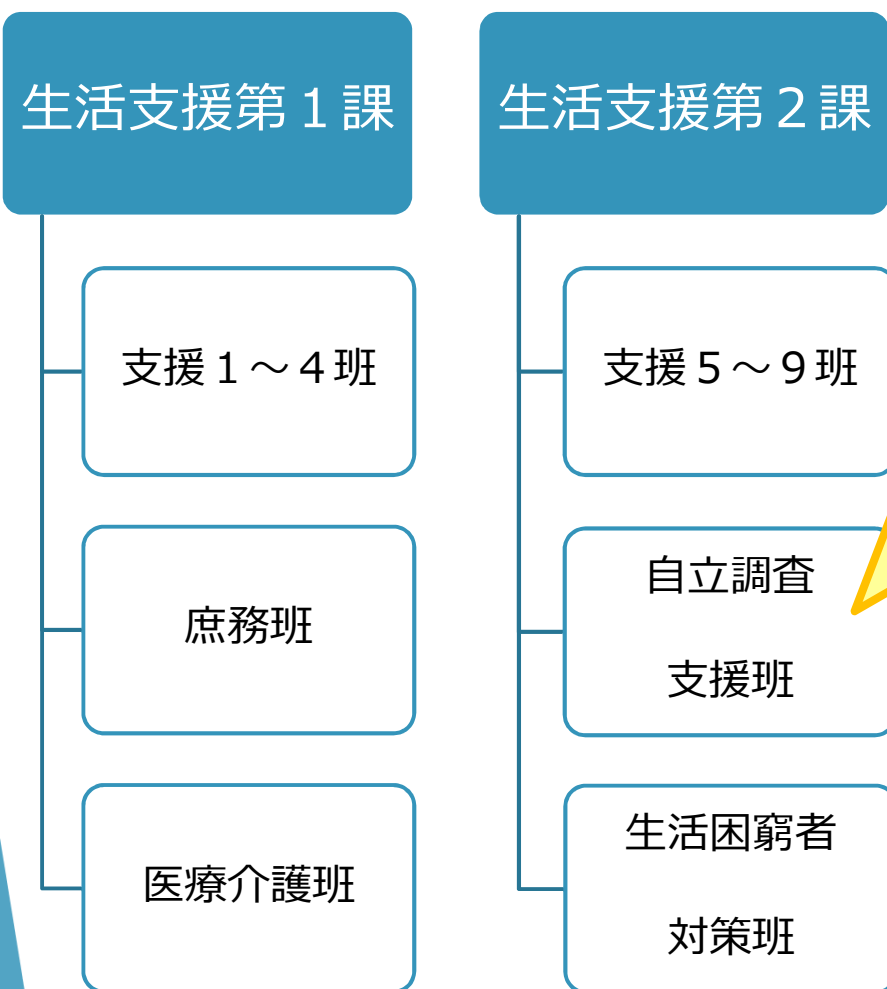
生活保護受給人数 8,820人
世帯数

生活保護率 25.03%

医療扶助費 92億円 (R3年分)



2. 福祉事務所の組織



《医療職員》

常勤保健師 3名

医療相談員（非常勤） 3名

看護師 2名

精神保健福祉士 1名

インタープロフェッショナルワーク (専門職連携実践)

【ケースワーカー】

- ・生活保護制度について詳しい

【医療相談員（看護師）】

- ・医学的知識をもつ
- ・看護の専門性、
支援技術をもつ


【保健師】

- ・公衆衛生学的視点・予防的視点をもつ
- ・医療的知識・看護の専門性をもつ
- ・庁内・外の関係部署（医療・福祉関係）との連携が得意

【医療相談員（精神保健福祉士）】

- ・精神保健分野における専門性、
支援技術をもつ

生活保護分野における保健師の役割 とは？



生活保護の分野で
何が出来る？

平成20年度
保健師が配置

生活習慣病対策への
取り組み



重複処方、頻回受診
是正指導

3.健康管理支援事業の取り組み

①【事業の目的】

生活習慣病予防・早期発見

自立支援

医療費の増加抑制
(医療費削減)

《背景》

R3.1月～ 被保護者健康管理支援事業の必須事業化

②-1 問題点

- 健康診査受診率が極めて低い
(和歌山市1%以下、全国平均約10%)
- 健康診査の業務が保健所（ヘルス部門）であり、連携を
図れておらず、受診結果に対するフォロー体制ができて
いない。
- 生活保護受給者は病気の予防や早期発見など健康管理に
関する意識が低い。
- 生活保護受給者はすでに医療機関通院中の者が多く、
ケースワーカーも健康診査の必要性を感じていない。

②-2 課題

- 健康診査の事業について周知
- 健康診査受診の必要性のある者を抽出し、受診勧奨
- 健康診査の担当部署（保健所）との連携
健診結果を生かしたフォロー体制作り
- ケースワーカーへの啓発

③ 実施内容

【対象者の選定】

- ①前年度（令和2年度）医療券の発券がない者
 - ②新規に生活保護受給開始し、内科通院のない者
 - ③CWが必要と考える者
- ①～③で抽出した者で、40歳～65歳未満に絞り、アセスメントを加えて選定

【支援計画・方法】

- 年度初めに、CWに事業の概要説明・協力依頼
- CWまたは保健師・医療相談員が受診勧奨し、受診券を交付（面接・郵送）
- 必要時、健康診査受診同伴

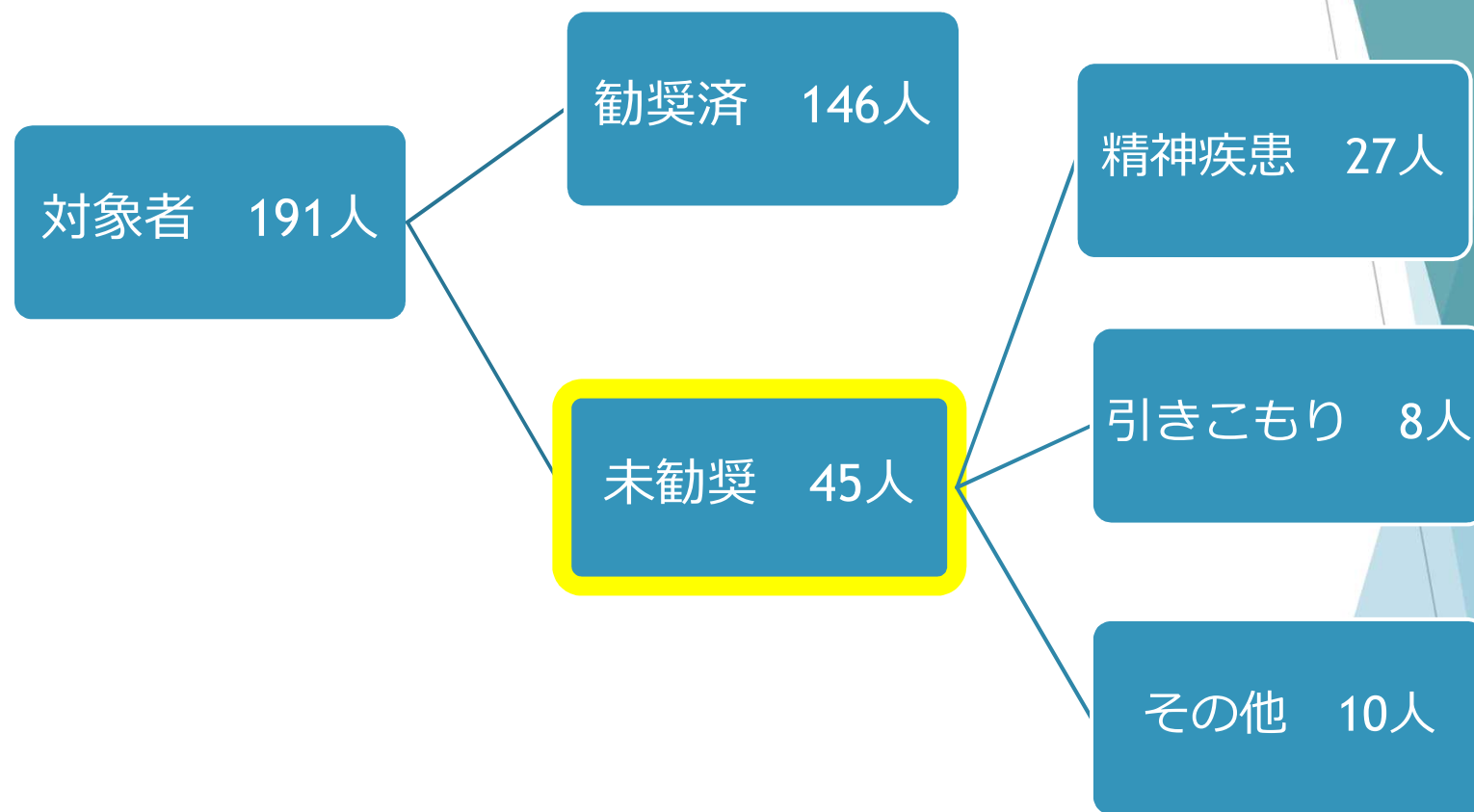
④ 実施結果

	対象者数	勧奨者数	受診券 交付者数	受診者 数	受診率
①新規生保開始・内科 通院なし	33	28	27	7	21%
②前年度、医療券の発 券なし	146	105	78	26	12%
③CWが必要と考える 者	6	6	6	2	33%
④その他	7	7	7	7	100%
合計	191	146	118	42	21.9%

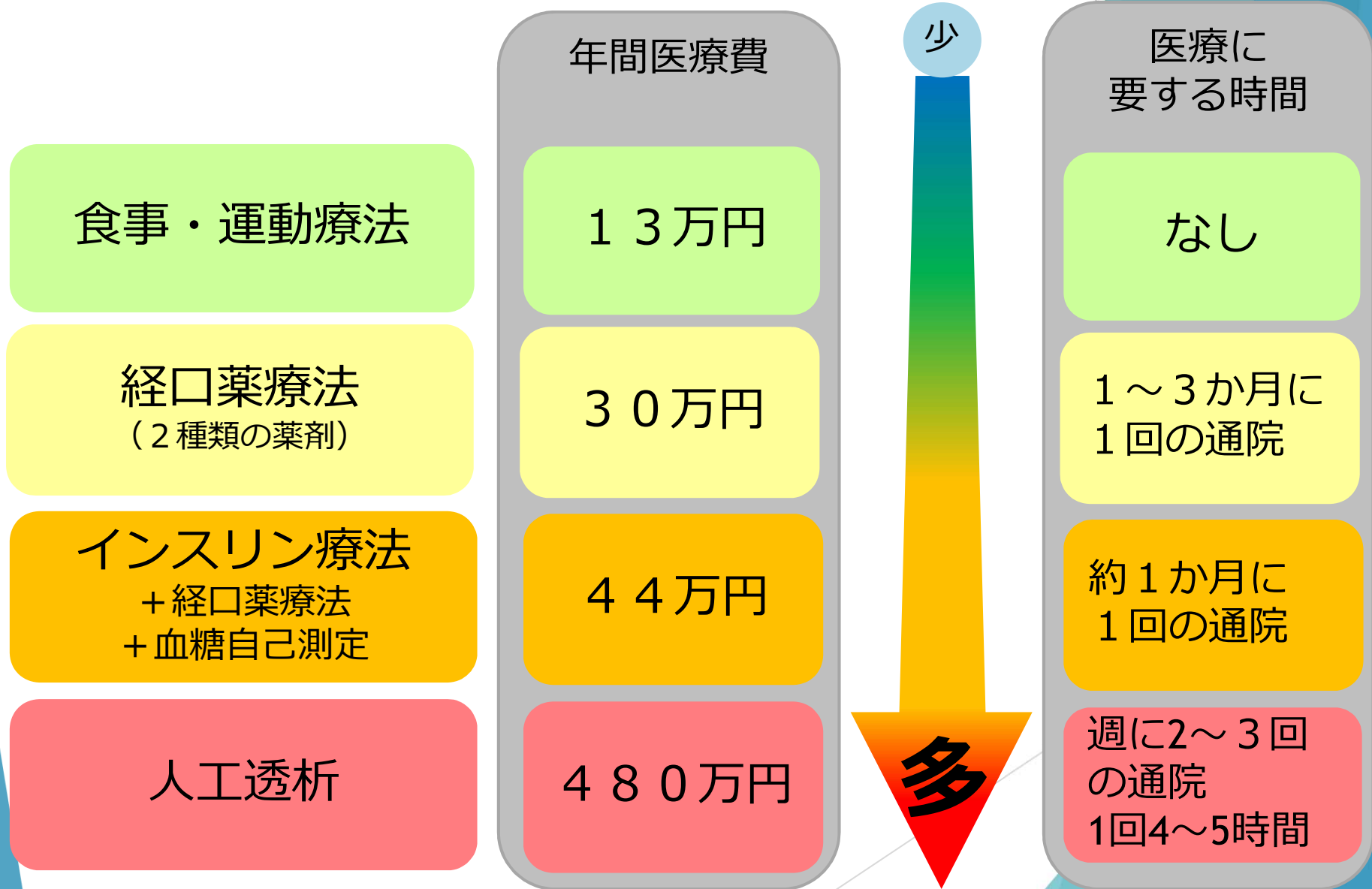
対象者に対して
76.4%

勧奨者に対して
80.8%

勸奨できなかつたもの45人について



(例) 糖尿病 悪化すると・・・



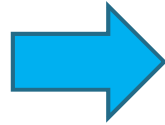
⑤ 事業効果

- ・ 健診受診率の向上
- ・ 保護受給者、ケースワーカーともに、健康診査についての周知、健康診査受診の必要性を啓発できた
- ・ 保健部局と連携し、健診結果を共有することで、受診者にフィードバックし、健康管理の必要性、疾病の予防的行動を意識づけるきっかけになった

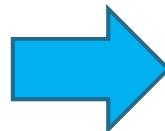
⑥ 課題と今後の取り組み

課 題

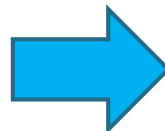
精神疾患や引きこも
りで健康診査の受診
が困難



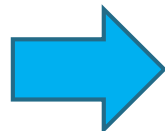
健診の必要性を感じ
ていない



ケースワーカーの予
防意識



健康診査を受診する
ことがゴール



今後の取り組み

外出支援や受診同伴など、保護受
給者に合わせた具体的な支援を検
討

理解度をアセスメントし、健診結
果が届くまでに、適宜、受診状況
の確認や複数回の受診勧奨

ケースワーカーへの啓発を実施す
ることで協力を得る

受診後支援を充実させ予防意識・
早期受診にアプローチ

4. まとめ

目的

医療費の削減



生活習慣病の予防

疾病の早期発見
・ 早期治療

取り組み

適切な医療受診指導



健康診査の受診勧奨



健康診査結果の有効活用
予防意識へのアプローチ

健康な地域づくり
～福祉の現場からも実践！～



ご清聴、ありがとうございました。